

幌延町地域公共交通計画

(協議会資料)

(第 1 章～第 3 章)

令和 5 年 8 月

目 次

第1章 計画策定の目的と構成	1
1-1. 計画策定の目的	1
1-2. 計画の構成.....	2
1-3. 計画の区域.....	3
1-4. 計画の期間.....	3
1-5. 本計画の位置づけ.....	4
(1) 関連法令	5
(2) 上位計画.....	8
(3) 関連計画.....	10
(4) 町内交通の位置づけ.....	16
第2章 既往資料による地域及び公共交通の概要	17
2-1. 地域及び公共交通の概要	17
(1) 位置	17
(2) 気象.....	18
(3) 人口の推移・推計	19
(4) 人口分布	20
(5) 高齢化率.....	22
(6) 若年者比率	24
(7) 産業別就業人口	26
(8) 近隣市町村間の移動状況（通勤・通学）	27
(9) 自家用車の状況.....	28
(10) 道路網.....	29
(11) 主な施設.....	30
2-2. 公共交通等の実態	34
(1) 鉄道.....	34
(2) 路線バス	35
(3) ハイヤー	38
(4) 送迎交通.....	40
第3章 地域公共交通実態調査	47
3-1. 調査の概要	47
(1) 目的	47

(2) 実態調査の概要	47
(3) 調査の実施方法	48
(4) 調査のスケジュール	49
(5) 調査対象人数等の状況	49
3-2. 利用動向調査	50
(1) 個人属性	50
(2) 公共交通利用実態	62
(3) 今後の公共交通への要望	85
(4) 自由記載	98
3-3. 鉄道利用乗降調査	99
(1) カウント調査結果	99
(2) ヒアリング調査結果	101
(3) 列車の利用状況	104
(4) 外出目的	106
(5) 目的施設	107
(6) 鉄道と乗継ぐ交通手段（端末交通手段）	108
(7) 個人属性	108
3-4. 主要施設アンケート調査	110
(1) 利用施設	110
(2) 施設利用目的	110
(3) 幌延町での滞在期間	111
(4) 利用交通手段	112
(5) 個人属性	122
(6) 居住地域	123
(7) その他の意見	123
3-5. バス乗降調査	124
(1) カウント調査	124
(2) ヒアリング調査	126
資料編 各種アンケート調査票	128
資料-1. 利用動向調査(住民アンケート調査)	128
資料-2. 鉄道利用乗降調査(ヒアリング票)	145
資料-3. 来訪者アンケート調査	149

第1章 計画策定の目的と構成

1-1. 計画策定の目的

人口減少や少子高齢化等による路線バス、鉄道等の利用客の減少により公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。

本町の公共交通については、JR 北海道の JR 宗谷本線や、旧国鉄羽幌線代替バスである幌延留萌線を沿岸バスが運行しており、町内及び町外の移動を支えています。

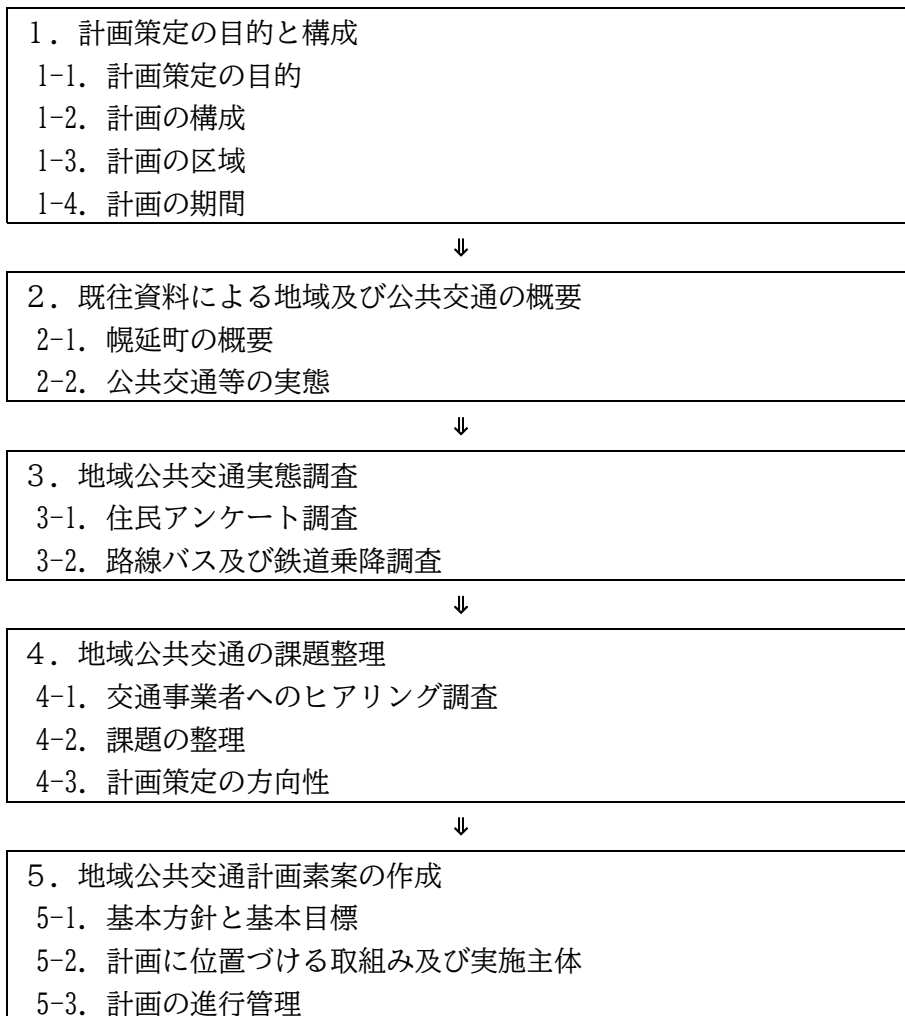
しかし、農業地域や中山間地域など公共交通の利用が不便な地域が存在していることから、町民の日常生活の移動を支援するため、町による患者輸送車両やスクールバス混乗を運行しています。また、2021（令和3）年10月からはハイヤー事業への運賃助成（乗用タクシー運賃低廉化補助）を実施しています。その他、幌延市街地へのアクセスが特に困難な問寒別地区では、問寒別地区地域交通車両実証実験を2020（令和2）年10月より実施し、町民の移動を支援しています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が進行する中で今後の町全体における公共交通の見直しが必要の課題となっています。

これらの背景を踏まえ、公共交通関係者で構成する法定協議会を設置し、交通事業者間の調整を行い、町内の交通体系の見直しと確保・維持のために、地域のあるべき姿を地域の移動手段の観点からまとめた「幌延町地域公共交通計画」を策定します。

1-2. 計画の構成

計画の構成は、以下のとおりです。



1-3. 計画の区域

本計画の対象地域は、幌延町全域を計画区域とします。



図 幌延町全町図

1-4. 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

1-5. 本計画の位置づけ

本計画は、交通政策基本法などの関係法令と整合が図られた北海道交通政策総合指針と第6次幌延町総合計画といった上位計画と整合を図ります。また、第2期幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略、幌延町・問寒別地域づくりビジョン及び第8期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画等と連携を図るものとします。

次頁以降に関連法令、上位計画及び関連計画の概要を整理します。



(1)関連法令

①交通政策基本法（2013（平成25）年12月施行）

同法は、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという認識の下に、政府が推進する交通施策の基本理念と基本事項を定めています。

法律番号	2013(平成25)年11月27日法律第92号
目的	交通に関する施策について、基本理念やその実現を図るための基本事項を定めるとともに、国や地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上や国民経済の健全な発展を図ること。
概要	<p>○交通施策の推進にあたっての基本的認識</p> <ul style="list-style-type: none">・「交通」が以下を実現する機能を将来にわたって発揮できるように、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要である。<ul style="list-style-type: none">①国民の自立した日常生活及び社会生活の確保②活発な地域間交流及び国際交流③物資の円滑な流通 <p>○交通の機能の確保及び向上</p> <ul style="list-style-type: none">・近年の急速な少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応し、「交通」が、「豊かな国民生活の実現」や「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」に寄与するとともに、大規模災害にも的確に対応できるようにする。 <p>○地方公共団体等の責務及び関係者の連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none">・「地方公共団体」は、交通に関して、国との適切な役割分担を踏まえて、自然的・経済的・社会的な諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、情報提供等により、住民等の基本理念に関する理解を深めて、協力を得るよう努める。・「交通関連事業者及び交通施設管理者」は、その業務を適切に行うよう努め、国や地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するように努める。また、業務を行うにあたって、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努める。・国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民等の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。 <p>○交通政策基本計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none">・政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通施策の基本的な方針や目標、施策等を示した「交通政策基本計画」を定めなければならない。

②第2次交通政策基本計画（2021（令和3）年5月策定）

当該計画は、交通に関する施策を総合的・計画的に定めた政府としての初めての計画であり、同計画の着実な実施により、我が国が直面する経済社会面の大きな変化に的確に対応し、将来にわたって国民生活の向上と我が国の発展をしっかりと支えることができる交通体系が構築されることが期待されています。

策定	2021（令和3）年5月
計画期間	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度
目的	我が国が直面する経済社会面の大きな変化に的確に対応し、将来にわたって国民生活の向上と我が国の発展をしっかりと支えることができる交通体系を構築していくため、交通政策基本法の規定に従い、基本的な方針、施策の目標、政府が総合的かつ計画的に行うべき施策等について定めること。
概要	<p>○今後の交通政策の基本的な方針と目標・施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通が直面する「危機」を乗り越えるための基本方針として、下記の3つを掲げている。 基本的方針A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保 基本的方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・サービスへの強化 基本的方針C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 ・上記の基本的方針における目標と実現のための施策を示しており、地域公共交通に関しては、特に「基本的方針A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保」に対して、下記の目標・施策が示されている。 目標① 地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現 ⇒施策：地域公共交通の維持確保の取組、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援、MaaSの全国での実装、多様なニーズに応えるタクシー運賃等 目標② まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進 ⇒施策：まちづくりと公共交通の連携強化、徒歩・自転車も含めた交通のベストミックス実現等 目標④ 観光やビジネスの交流拡大に向けた環境整備 ⇒施策：地域での快適な移動環境整備、移動そのものの観光資源化等

③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(2007(平成19)年5月施行、2020(令和2)年11月一部改正)

同法では、地域公共交通計画の策定にあたって「まちづくりなど様々な分野と連携した地域公共交通ネットワークの形成」が求められるとともに、持続可能な地域公共交通の構築に向け、「地域における輸送資源の総動員」による地域公共交通の維持・確保に向けた具体策を盛り込むことができるようになりました。

法律番号	2007(平成19)年5月25日法律第59号
最新の改正	2020(令和2)年11月27日
法の目的	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現に寄与することが目的。
法の概要	<p>(1)地域が自らデザインする地域の交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成を努力義務化 ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉有償運送、スクールバス等)も計画に位置付け ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等 ○地域における協議の促進 <p>(2)地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸送資源の総動員による移動手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・維持が困難となったバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続 ・過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送の実施の円滑化 ○既存の公共交通サービスの改善の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者目線による路線・ダイヤの改善、運賃の設定等を促進
改正の概要	<p><改正の背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少の本格化、運転手不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要とされた ・加えて、多様な関係者が連携し、地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備することにより、生産性向上を図ることも必要 <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域が自らデザインする地域の交通 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化 ○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・輸送資源の総動員による移動手段の確保 ・自家用有償旅客運送の実施の円滑化 ・既存の公共交通サービスの改善の徹底

(2)上位計画

①北海道交通政策総合指針（2018（平成30）年3月策定）

当該指針は、行政機関、交通事業者、道民・利用者など、あらゆる関係者が協働して、交通に関する施策を一体となって推進し、本道の更なる発展を支える交通ネットワークを実現するためのものです。

計画期間	2018（平成30）年度から2030（令和12）年度 ※「北海道交通政策総合指針 重点戦略」においては2021（令和3）年度から2025（令和7）年度（2025年度）
2030年頃の北海道交通の「めざす姿」	世界をひきつけ、地域の未来を創る交通ネットワークの実現
ポストコロナを見据えた重点戦略 ※2025年度までの推進施策	<p><主な取り組み></p> <p><u>1 シームレス交通戦略</u></p> <p>○連携の促進・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M a a S等シームレス交通の全道展開 ・持続的な鉄道網の確立に向けた取組等 <p>○利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上 ・階層的な交通結節機能の強化 <p>○利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画策定に向けた検討・協議 ・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革 <p><u>2 地域を支える人・モノ戦略（段階的・多角的な誘客戦略）</u></p> <p>○人・モノ・サービスの一体的・効率的な仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における最適な交通モードの検討等 <p>○自動運転・ドローン輸送等の新技術の活用に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動運転に関する取組の促進 ・ドローン輸送やI o T等新技術を活用した取組の促進 <p>○事業者や地域と連携した輸送の「共同化」「効率化」の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線及びラストワンマイルでの共同輸送の実施及び再配達削減に向けた検討等 <p>○サービスの担い手となる輸送人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保・育成等

②第6次幌延町総合計画（2021（令和3）年3月策定）

当該計画は、新しい時代に向けたまちづくりの基本指針として、町民と行政が共にまちづくりを進めるための最上位の計画に位置づけています。

計画期間	2020（令和2）年度から2030（令和11）年度
まちが 目指す姿	共に拓き、共に創り、未来につなぐ！ ～笑顔と希望に満ちあふれるまち、ほろのべ～
基本的な まちづくり の分野	1 地域づくり・行財政運営に関する分野 2 産業振興・雇用に関する分野 3 保健・福祉・医療に関する分野 4 教育・文化に関する分野 5 環境保全・生活環境に関する分野
公共交通に 関する 施策等	<p><関連する分野> 環境保全・生活環境に関する分野</p> <p><関連する施策> 交通体系の確保</p> <p><施策></p> <p>①鉄道輸送の確保 鉄道事業者や沿線自治体で利用促進策等の取組を進めるとともに、本町の「秘境駅等鉄道系資産の観光資源化」という特色を活かした鉄道需要喚起、意識醸成に努めます。</p> <p>②バス輸送の確保 日常生活、通学等の広域交通維持や幹線交通需要維持確保による住民利便性向上を図るため、バス路線維持確保に向けた国等支援の継続を要望するとともに、沿線自治体と連携し生活交通路線等維持や車両購入補助等により生活路線バス支援と効率的で合理的な運行体制の確保に努めます。</p> <p>③住民の生活交通対策の充実 公共交通の利便性向上を図るため、地域に合った地域交通体系整備を進め、地域で暮らし続けられる生活環境の充実に努めます。</p> <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗谷本線活性化推進協議会 ・無人駅維持管理 ・マイステーション運動 ・秘境駅の里「ほろのべ」の推進 ・生活交通路線等維持費補助事業 ・地域公共交通車両整備事業 ・地域公共交通運営事業

(3)関連計画

①幌延町の将来人口推計（2020（令和2）年2月策定）

当該計画は、人口ビジョンの検証と目標、人口の設定を以下としています。

計画期間	2020（令和3）年度から2039（令和22）年度							
人口ビジョン の検証	（1）幌延町人口ビジョン目標値と社人研推計値の比較							
		2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
	①人口ビジョン (H27.10策定)	2,677	2,662	2,563	2,490	2,415	2,326	2,241
	②社人研準拠推計 (人口ビジョン 策定時)	2,677	2,552	2,388	2,217	2,047	1,872	1,693
	③社人研最新推計 (H30.3発表)	2,677	2,447	2,259	2,058	1,866	1,689	1,517
	<p>▶人口ビジョン策定時と最新（H30.3発表）の社人研推計値を比較すると、2040年時点の人口が1,693人から1,517人へと下方修正されており、人口ビジョン達成に向けて一層厳しい環境へと変化している。</p> <p>※なお、最新の社人研推計値は、H27国勢調査を基に推計されており、総合戦略による取組の効果を検証するものではない。</p>							
住民基本台帳 人口基準によ る人口推計 (目標人口)	（3）住民基本台帳人口基準による人口推計（目標人口）							
		2019年 (R1)	2024年 (R6)	2029年 (R11)	2034年 (R16)	2039年 (R21)		
	政策反映に よる 目標人口	2,300	2,167	2,124	2,067	2,014		
	社人研推計 に準拠した 推計	2,300	2,112	1,941	1,765	1,595		
	<p>▶合計特殊出生率：希望出生率である1.8を実現</p> <p>▶純移動率：5年後に転出超過を3/4、転入超過を1.5倍 10年後に転出超過を半減、転入超過を倍増</p>							

②第2期幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020（令和2）年3月策定）

当該計画の将来像を実現するために、重点的に取り組むべき施策の柱及び具体的な取り組みとして位置づけられています。

計画期間	2020（令和2）年度から2024（令和6）年度
まちが 目指す姿	共に拓き、共に創り、未来につなぐ！ ～笑顔と希望に満ちあふれるまち、ほろのべ～
重点戦略	戦略 1 稼ぐ産業 をつくとともに、安心して働けるようにする 戦略 2 まちへの新しい人の流れをつくる 戦略 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 戦略 4 安心して暮らすことができる 魅力的な まちをつくる 戦略 5 新しい時代に対応し、地域人材を活かす
公共交通に 関する施策 等	<p><関連する分野></p> <p>稼ぐ産業 をつくとともに、安心して働けるようにする まちへの新しい人の流れをつくる 新しい時代に対応し、地域人材を活かす</p> <p><関連する施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の活用と新たな魅力の発掘 ・多様な主体による支え合い体制の構築・暮らしやすい生活環境の整備 ・利便性の高い生活環境を整備するため、ニーズに対応した公共交通網の整備 や買い物環境の充実に努める <p><施策></p> <ol style="list-style-type: none"> ①秘境駅の里「ほろのべ」の推進 ②持続可能な地域コミュニティの形成 ③地域おこし協力隊の活用 <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘境駅の里「ほろのべ」の推進 鉄道系観光客数年間2,000人 ・持続可能な地域コミュニティの形成 ・新たなまちづくりに資する組織の設立 地域運営組織等が運営する「集落支援センター（仮称）」の設立1件 ・地域おこし協力隊の活用 日常生活支援に係る協力隊導入者延人数 20人

③幌延町・問寒別地域づくりビジョン（2023（令和5）年3月策定）

当該計画に掲げる基本目標や、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略における取組の着実な推進を図り、いつまでも暮らし続けられる持続的な地域集落づくりを進めるために策定されたものです。

将来像	田舎だからこそ、有るもの活かそう！工夫と協働のといかん
基本計画 重点 プロジェクト	<p>I. ごちゃまぜプロジェクト</p> <p>II. 多様な住まいと住み続けプロジェクト</p> <p>III. 子どもは地域で育むプロジェクト</p> <p>IV. 自分ごと地域運営プロジェクト</p> <p>V. ずっと続く産業プロジェクト</p> <p>VI. 小さな多機能複合拠点プロジェクト</p> <p>VII. “当たり前”に新たな価値を吹き込むプロジェクト</p>
公共交通に 関する 施策等	<p><関連する分野></p> <p>多様な住まいと住み続けプロジェクト</p> <p>自分ごと地域運営プロジェクト</p> <p>小さな多機能複合拠点プロジェクト</p> <p><関連する施策></p> <p>II-2地域生活交通などによる容易に外出できる「移動の足」の確保</p> <p>IV-1住民による地域インフラや生活サービスの運営（交通、公営住宅・空き家・賃貸住宅の管理、公共施設の管理、除雪、草刈り、町内会運営代行、イベント運営等）</p> <p>VI-1既存施設の活用と空き家・空き店舗のリノベーション（リフォーム）による小さな多機能拠点づくり</p> <p><施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活交通などによる容易に外出できる「移動の足」の確保 ・公共的機能の代替 ・小さな多機能拠点づくり <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者などの徒歩生活者の「移動の足」を確保するため気軽に他人に負担をかけないサービスを行います。 ・「移動の足」を確保するとともに買物や公共機能を維持します。 ・人口が少ない地域での公共交通を実施します。 ・生活の用事が済むような機能、食料品などの買物や飲食、交通拠点を有し、みんなの居場所となり、地域情報の収集基地となるような小さな多機能複合拠点をつくります。「といかん・みんなの市」もこの場所で開催します。

④第8期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（2022（令和4）年3月策定）

当該計画は、さらに高齢化が進むことを見据えたサービス基盤、人的基盤の整備への取り組み、地域包括ケアシステムの強化、地域共生社会を実現するべく策定された計画です。

計画期間	2021（令和3）年度から2023（令和5）年度
基本理念	健やかな暮らしを共に支える
目標設定	基本目標1 健康づくりの推進 基本目標2 地域包括ケアシステムの強化・深化 基本目標3 高齢化に対応したまちづくりの推進 基本目標4 介護保険事業の推進
公共交通に関する取り組み等	<p><関連する分野></p> <p>3-3 生活環境の整備</p> <p>3-3-1 高齢者に配慮した環境の整備</p> <p><今後の取組></p> <p>（7）移動手段の支援</p> <p>■事業・取組の概要</p> <p>○ 社会福祉法人幌延福祉会において、要介護認定者、各種障がい者手帳所持者、地域ケア会議で公共交通機関をひとりで利用することが困難と判断された方に対して、町外の通院・入退院の外出を支援しています。町外受診支援は、加齢とともに医療支援が高くなる高齢者にとって重要であることから、今後も地域の事業者と連携しながら支援を継続します。また、地域で暮らし続けることができるよう、関係機関等と地域に合った地域交通体系整備について進め、公共交通の利便性向上に努めます。</p>

⑤幌延町地域振興（観光）計画（2017（平成29）年3月策定）

当該計画は、観光振興・観光まちおこしを実現するために、8つの基本戦略のもと施策を展開するべく策定された計画です。

計画期間	2017（平成29）年度から2019（令和元）年度
まちが目指す姿	「楽しい・美味しい・美しい」に出逢えるまちHORONOBE / ほろのべ ～北緯45°のゲートウェイ【関所】を目指して～
基本戦略	<p>戦略1. 既存観光施設の魅力向上</p> <p>戦略2. 雄大な自然資源の活用</p> <p>戦略3. 幌延らしい新しい観光の創出</p> <p>戦略4. 幌延らしい滞在メニューの開発</p> <p>戦略5. 地域特産品の開発</p> <p>戦略6. 冬の賑わい創出</p> <p>戦略7. 情報発信の強化</p> <p>戦略8. 幌延町と宗谷地域における交通・交流の要処となる拠点の整備</p>
公共交通に関する戦略等	<p><関連する分野></p> <p>戦略8. 幌延町と宗谷地域における交通・交流の要処となる拠点の整備</p> <p><戦略></p> <p>戦略8-1 町民や多様な旅行者が集う拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行者の「拠点」となり、さらに「まちの顔」となるためには、旅行者だけでなく、町民の利用も重要です。町民も集い、旅行者と町民、町民同士の交流の場となる拠点づくりを進めます。 <p>戦略8-3 道や川など多様な移動手段の拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天塩大橋やバイパスの整備を踏まえ、幌延市街地や宗谷地域へと繋ぐ要処となる「道」と「川」を活用した複合的な拠点づくりを目指します。また、整備にあたっては防災拠点としての機能についても検討する他、近隣市町村はもちろんシーニックバイウェイなどを活用した広域連携についても模索します。

⑥北海道留萌管内地域公共交通計画（2023（令和5）年6月策定）

当該計画は、国の法制度・関連計画や北海道の上位計画を踏まえ、留萌地域の各市町村の公共交通施策マスタープランとしての計画に位置づけています。

計画期間	2023（令和5）年度から2028（令和9）年度
目指すべき将来像	地域にふさわしい最適かつ持続可能な公共交通ネットワークの構築
基本的な方針	基本方針A 地域住民や来訪者の広域的な移動を実現する広域交通の維持・確保 基本方針B 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上 基本方針C 利用促進や担い手確保による公共交通の持続性の確保
幌延町に関連する施策等	<p><関連する分野></p> <p>a-① 広域交通及び地域間交通の維持・確保の方針の設定及び運行形態見直し等の検討</p> <p><施策></p> <p>【広域交通ネットワークの維持・確保】</p> <p>【JR留萌本線代替交通の確保】</p> <p>【運行体制の見直し等の検討】</p> <p><主な取組></p> <p>【沿岸バス幌延留萌線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用しつつ、利用促進を図りながら持続可能な移動手段を維持・確保 <p>【沿岸バス豊富羽幌線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者と市町村が密接に連携し、利用促進を図りながら移動手段を維持・確保 <p>b-① 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の乗換環境の向上</p> <p>【接続ポイントの配置と起終点変更】</p> <p>【運行ダイヤ等の利便性向上策の検討・実施】</p> <p>c-① 地域住民による公共交通利用を促進する広報・PR</p> <p>【自家用車と公共交通の連携】</p> <p>【モビリティマネジメントの推進】</p> <p>【バスロケーションシステム】</p> <p>c-② 来訪者による公共交通利用の促進に向けた観光客誘客</p> <p>【観光資源との連携・ニーズの把握等】</p> <p>c-③ バス・タクシー運転手等の確保に向けたPR・魅力発信</p> <p>【小中高校との連携】</p> <p>【ドライバー確保対策】</p>

(4)町内交通の位置づけ

上位計画である「北海道交通政策総合指針」の「北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ」から、本町における各種交通の位置づけを以下のとおり設定します。

また、本計画は「幹線交通」、「広域交通」及び「生活圏交通」のうち、主に「生活圏交通」についての施策を検討するものとします。

